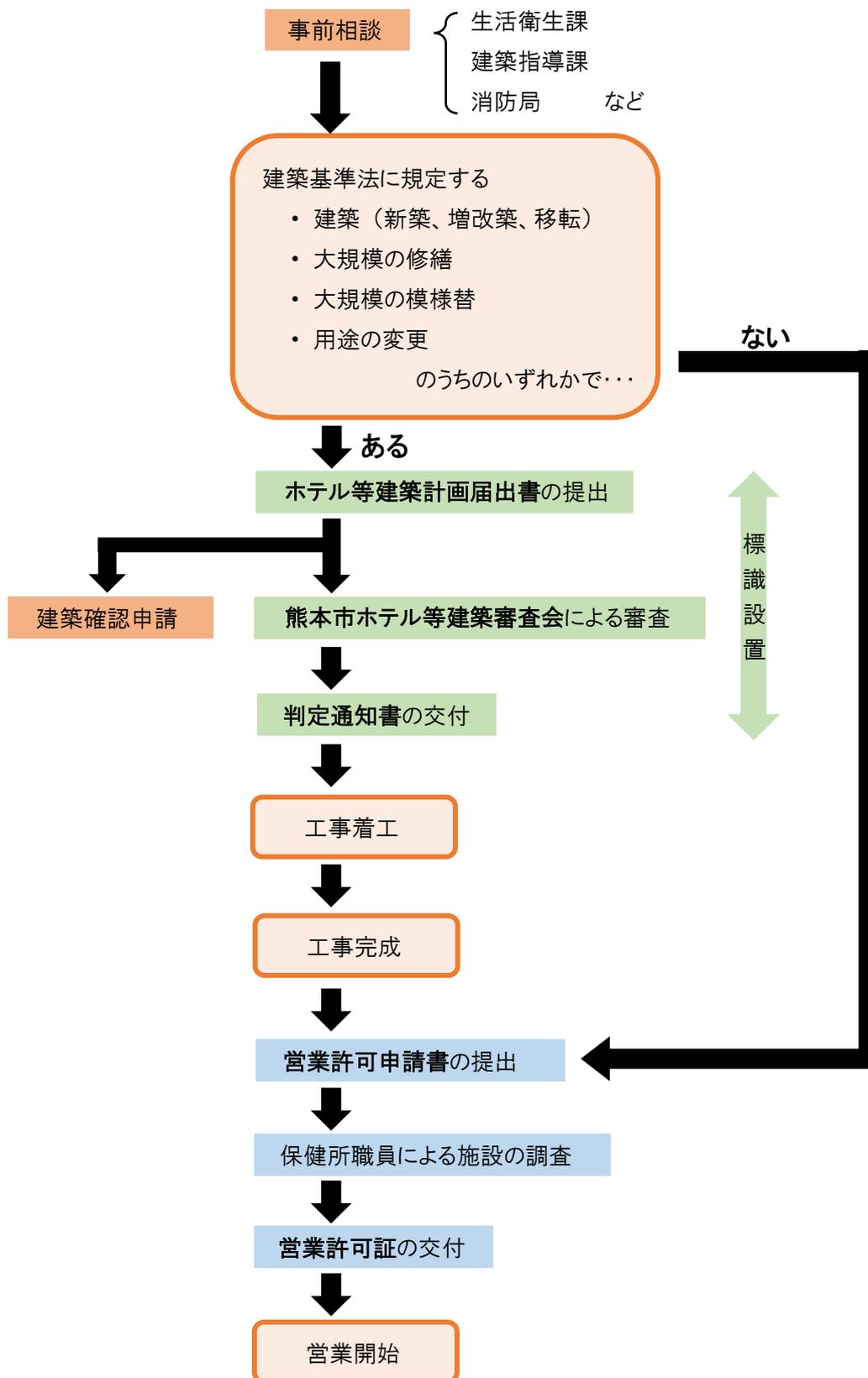


## 旅館業法許可の手引き

旅館業法の許可についてのおおまかな流れは以下の通りです。

熊本市においては「熊本市ラブホテル建築規制に関する条例」及び「旅館業法」に基づく二つの手続きが必要になります。



## 1 熊本市ラブホテル建築規制に関する条例の届出

熊本市においては、旅館業法に規定する施設のうち「旅館・ホテル営業」と「簡易宿所営業」を行う施設において、建築基準法第2条第13号～15号に規定する建築・大規模の修繕・大規模の模様替、もしくは同法第87条第1項に規定する用途の変更を行う場合は建築確認申請の前に「ホテル等建築計画届出書」の届出を義務付けています。

提出された届出書をもとに、熊本市ホテル等建築審査会にてラブホテルに該当するか審査を行います。なお、届出の日からラブホテルに該当するかの通知を受理するまでの間、当該ホテル等の建築予定地には別紙3に定める標識を掲示してください。

### (1) 提出書類

- ・ホテル等建築計画届出書 (別紙1)
- ・ホテル等建築計画概要書 (別紙2)
- ・対象から200m周辺・方位・縮尺が記載された付近見取り図
- ・敷地境界・方位が記載された敷地配置図
- ・各階平面図
- ・彩色された四面立体図 (※用途変更の場合のみ写真可)
- ・縮尺および設備の配置がわかる客室平面詳細図
- ・彩色された完成予想図(玄関・フロント・帳場)
- ・彩色された屋外広告物の図面
- ・設置した標識の写真

提出部数 10部

事務手数料 無料

### (2) 審査会の審査基準

項目	定員		
	30人以下	31人以上 50人以下	51人以上
敷地出入口の見通し	ビニールカーテン等遮へい物がないこと		
建屋玄関の見通し	遮へい物がないこと		
玄関幅	1.8m以上		
ロビー面積	30m <sup>2</sup> 以上	40m <sup>2</sup> 以上	50m <sup>2</sup> 以上
フロントカウンター の長さ	1.8m以上		
共同トイレの配置	フロント、食堂、会議室等の共用施設のあるフロアに男女別の共同トイレ		
厨房・配膳室を含む 食堂の面積	30m <sup>2</sup> 以上	40m <sup>2</sup> 以上	50m <sup>2</sup> 以上
ダブル等ベッドの割合	ダブルベッドもしくはツインベッドがある客室が全体の1/3		
シングル部屋の割合	面積(浴室・トイレ・洗面を含む)定員1人の客室が全体の1/3		
客用駐車場の構造	四方を遮るような側壁・シャッター・ビニールカーテン等がないこと		
外観・内装	建屋の外観の色調 照明・装置・装飾品等内装		

## 2 旅館業法の申請

ラブホテル判定通知書の交付後は、営業開始のおおよそ2週間以上前に旅館業法の営業許可を申請してください。下記許可基準に基づき図面検査および現地検査を実施し、営業許可証を発行します。

### (1) 提出書類

- ・旅館業許可申請書（別紙4）
- ・施設から200m周辺・方位・縮尺が記載された付近見取り図
- ・敷地平面図
- ・各階平面図
- ・建築基準法による施設の検査済証

なお、下記①～④に該当する場合は、以下の書類も添付してください。

#### ① 法人の場合

- ・定款または寄附行為の写し
- ・6か月以内の登記事項証明書  
(原本の提出、もしくは原本の提示と写しの提出)

#### ② 循環式浴槽を設置する場合

- ・循環用の機器の配置図および配管図

#### ③ 集合住宅を使用する場合

- ・集合住宅チェックリスト

提出部数 1部

事務手数料 22,000円

※住宅宿泊事業(いわゆる民泊)を実施するときは

「住宅宿泊事業」とは、宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業であって、人を宿泊させる日数が180日を超えないものとされています(旅館業法の許可を受けた施設を除く)。

旅館業の許可を取得せず、住宅宿泊事業法の届出をして民泊を営む場合は、以下の所管部署にご相談ください。

熊本県庁 薬務衛生課

所在地：〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号(行政棟 新館 2階)

TEL：096-333-2245

## (2) 旅館業法の許可基準

項目		営業種別	旅館・ホテル営業	簡易宿所営業
フロント			宿泊者の出入りを容易に見ることができ、かつ宿泊者と従業員が直接面接できる構造	—
客室	客室面積		1 客室が ベッドなし: 7 ㎡以上 ベッドあり: 9 ㎡以上	全客室の延べ床面積が 33 ㎡以上 ただし、定員 10 名以下の場合は 3.3 ㎡ × 定員数
	採光・換気		窓を設けること	
	設備		押し入れ、クローゼットまたはこれらに代えることのできるもの	
	禁止設備*1		原動機により振動・回転するベッドやベッド上で横たわった姿を映す鏡、その他性的好奇心をそそるもの	
	出入口		他の部屋から出入りができない構造かつ、駐車場等外部から直接出入りできない構造*1	
	ベッド		—	階層式寝台の上下の間隔はおおむね 1m 以上かつ、手すり等落下防止の措置をとること カプセル型寝台は良好な空気環境を保てる構造かつ、照明設備を有すること
入浴施設			近隣に公衆浴場がある場合を除き、個別または共同の浴場を設置すること ※なお、基準については裏面の「(3)入浴設備の許可基準」を参照	
共同トイレ			トイレのない客室を有する階には、適当な数の男女別の共同トイレを設けること	
			調理室および配膳室から適当な距離を有すること	
			手洗設備を設置	
共同洗面所			各階ごとに共同の洗面所を設置すること ただし、宿泊者の利便に支障のない措置を講じた場合を除く	
全体			客室には室名または室番号を、共同の入浴施設、トイレ、洗面所にはその旨を、それぞれ入口の外部に表示すること	

\*1 都市計画法に規定する商業地域で、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「風俗関連営業禁止区域」に該当しない場合はその限りではない

\*2 上記の表は計画の際の主だった基準を列記。詳細は「熊本市旅館業法施行条例」および「同条例施行規則」参照。

### ICTによる受付について

旅館・ホテル営業においてフロント（玄関帳場）を設けず、ICT 機器などの設備を設ける場合は以下の基準に適合する必要があります。

- ① 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。  
(客室や通路等に電話機等の通信装置があり、緊急時には従業員や管理会社等の職員がおおむね 15 分程度で駆け付けることができること)
- ② 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。

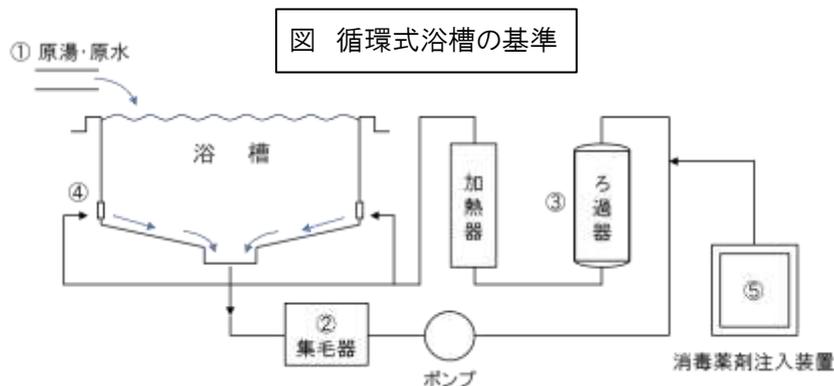
### 宿泊者名簿について

感染症の経路調査やテロ対策のため、宿泊者にはチェックイン時に以下の基準を満たす宿泊者名簿を記載していただく必要があります。

- ① 必要な項目は「氏名・住所・連絡先・年齢・宿泊客室名・到着時刻及び出発時刻」
- ② 宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは宿泊者名簿に「国籍・旅券番号」を記載し、パスポートの写しとともに保存すること。
- ③ 宿泊者名簿は正確な記載を確保するための措置を講じた上で作成し、その作成の日から 3 年間保存すること。
- ④ 旅館業施設または営業者の事務所に備え付けること。

### (3) 入浴設備の許可基準

項目		基準
浴場	材質	清掃が容易に行える構造
	区画	男・女を区別し、相互かつ外から見通せない構造 ※ただし、入浴者に支障のない措置を講じた場合を除く
	脱衣室	浴室に隣接し、衣類の収納を備える
浴場付帯	露天風呂	脱衣室、浴室等から直接出入りできること
		洗い場を設けないこと また、屋外の浴槽水が屋内の浴槽水と混じらない構造であること
	サウナ	蒸気又は熱気の放出口および放熱パイプは、直接入浴者の身体に接触しない構造
		温度計および非常用ブザー、サウナ室内を見通せる窓を設けること
		入浴上の注意を掲示すること
	循環式浴槽	P.4「図 循環式浴槽の基準」に準拠すること
	気泡発生装置 (ジェットなど)	連日使用している浴槽水を用いない構造
		点検、清掃及び排水を容易に行うことができる構造
		空気取入口から土ぼこり又は浴槽水が入らない構造
	調節箱	清掃しやすい構造とし、レジオネラ属菌が繁殖しないように、薬剤注入口を設ける等塩素消毒等を行うことができるようにすること
水位計	配管内の洗浄及び消毒ができる構造又は配管等を要しないセンサー方式	
配管	内部の浴槽水を完全に排水できる構造	
貯湯タンク	完全に排水できる構造	
	加熱器で通常湯温 60℃以上で管理ができる構造(最大使用時 55℃以上) またはレジオネラ生物膜除去のためのタンク内の清掃・消毒ができる構造	



- ① 原湯または原水は、ろ過器および循環配管に注入せず、浴槽水面の上部から浴槽に落とし込む構造であること
- ② 集毛器が、ろ過器の前に備えられていること
- ③-1 ろ過器は、1時間当たりの湯水の処理能力が当該ろ過器と循環配管により接続している浴槽の容量以上のものであること
- ③-2 ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること
- ④ 循環水は、浴槽の底部に近い部分で補給される構造であること
- ⑤ 塩素系薬剤等消毒薬剤の注入は、湯水がろ過器内に入る直前に設置される構造であること
  - ・ 回収槽内の湯水を浴用のために使用しない構造であること
  - ・ 浴槽内で毎日完全に換水していない浴槽水を使用する場合は、浴槽に気泡発生装置等を設置しないこと
  - ・ 打たせ湯およびシャワーは、浴槽水として利用された湯水以外の温水もしくは水または原湯の原料に用いる水を使用すること

## 関係機関一覧

施設の種類によっては用途地域等により、建築や営業に制限がかかる場合があります。旅館業を開業される場合は、土地や建物に関する法令、その他関係法令についても適合しているか、事前にご確認ください。

### (1) 土地・建物

用途地域の確認	都市政策課 ☎096-328-2502
土地の開発が必要な地域(市街化調整区域等)の開発許可	開発指導課 ☎096-328-2507
農地からの転用など	○中央区・東区 熊本県農業委員会事務局 ☎096-328-2781 ○西区・南区(富合・城南を除く) 西南分室 ☎096-329-1179 ○南区富合・城南 富合・城南分室 ☎0964-28-3211 ○北区 北区分室 ☎096-272-6908
建築基準法に基づく確認、建築物の用途制限など	建築指導課 ☎096-328-2513
消防法(消防設備や防火管理者等)について	○中央区 中央消防署管轄 ☎096-371-0119 (一新・慶徳・五福・向山校区は西消防署管轄) ○東区 東消防署管轄 ☎096-367-0119 ○西区 西消防署管轄 ☎096-325-0119 ○南区 南消防署管轄 ☎096-212-0119 ○北区 北消防署管轄 ☎096-327-0119

### (2) その他の法令

食事等を提供する場合	熊本市保健所 食品保健課 ☎096-364-3188
飲用井戸や受水槽に関する相談	熊本市保健所 生活衛生課
温泉法(掘削、動力設置、採取許可等)	熊本県 薬務衛生課 ☎096-333-2245
温泉法(利用許可)	熊本市保健所 生活衛生課
水質汚濁防止法や地下水採取に関する相談	(熊本市役所)水保全課 ☎096-328-2436
下水道法に関する相談	熊本市上下水道局 水再生課 ☎096-381-1157
浄化槽に関する相談	(熊本市役所)浄化対策課 ☎096-328-2366
事業ごみに関する相談	(熊本市役所)ごみ減量推進課 ☎096-328-2365
風営法関係	所管の警察署

※上記以外の関係諸法の手続きについてもご自身でご確認ください。